

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和4年9月26日（月） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 早川委員長・米弥副委員長・重廣委員・重村委員・岩藤委員・
有田委員・田村委員・西村委員・松岡委員
4. 委員外出席議員 なし
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 なし
7. 議会事務局職員 岡田局長・熊野書記
8. 協議事項
9月定例会本会議（9月26日）から付託された事件（議案5件）
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前11時19分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和4年9月26日

文教産業常任委員長

早 川 文 乃

記 録 調 製 者

熊 野 有志朗

早川委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員9人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。なお、採決は挙手により行います。賛成の方は挙手をしていただきますが、委員長が結果を宣告するまで、手を挙げたままお待ちください。それでは、これより、本委員会に付託されました議案5件について、審査を行います。それでは、はじめに、議案第3号「令和4年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 湯本温泉事業特別会計につきましては、補正予算書81ページ、さらには予算説明資料6ページのとおりでございまして、特に補足説明はございません。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 湯本温泉の補正予算なんですが、これは概要の中に、ほかの補正予算はもう9月ですから人件費の調整、湯本温泉に関してはその他補正というふうな文言が記されております。300万円ちょっとですか。ですが、この中にその他にも入っているというふうに理解してよろしいですか。

上田施設管理班主査 その中に含まれております。

重廣委員 それで、説明資料のほうの6ページにあります、配湯施設整備事業があるということですね。これがまず100万円とあるんですが、1つの源泉からの流入がなくなり、安定的な水位が保てなくなったという状況について、どのような状況であったのか説明願います。

上田施設管理班主査 まず長門湯本温泉につきましては、玉仙閣付近の配湯タンクと新しく平成31年に設置しております配湯タンクの2箇所の配湯タンクに対し、源泉から湯を送り、各旅館・ホテルに配湯しております。また、玉仙閣付近の配湯タンクにつきましては2つの旅館・ホテルのみへの配湯となっていることから、新しい配湯タンクへも湯を送る管路が設置してございまして、これによって各旅館・ホテルへの安定配湯を行っている状況でございます。しかしながら、今年7月上旬、玉仙閣付近の配湯タンクから新しい配湯タンクへ送

る配湯量が突如なくなったことから、安定配湯に支障が生じる事態となりました。よって、この原因調査、解決のための工事を当面は予算流用にて対応している状況でございます。加えまして、非常時に対応できる当初予算の 30 万円の予算も 4 月に 1 号ポンプ故障により支出していることから、その分を上乗せして今回の補正額として計上させていただきました。

重廣委員 7 月上旬に不具合が発見されたということですよ。夏休み、お盆等がありましたけど、それに支障がなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

上田施設管理班主査 とりあえずは支障ございませんでした。

高橋観光政策課長 補足します。市長のほうが行政報告でも申しましたが、支障が出ないようにということで、結果としては支障は出ていないんですけど、いわゆる足湯がございまして、足湯が 1 日 60 トンくらい使っておりまして、そちらのほうを緊急的にその間停止をさせていただいて、それでもって安定な供給のほうを担保したということございまして、旅館のほうからは特に苦情等もございませんし、温泉旅館組合とも協議をしたうえで行っておるところでございます。

重廣委員 単純にこの説明資料を読みますと、源泉が 2 つあったのが源泉が 1 つ出なくなったというイメージなんです、説明資料を見ますとね。だからそれでその 100 万円という金額でどのような対処をされたのかなと疑問が生じたので聞いてみました。それで、目詰まりを発見されたということなんですけど、今後の対策ですよ。また同じようなことがいずれ起きるかもしれません。そこに金額がポンと 100 万円というふうに書いてあるんですけど、今後の対策についてどのような処置をされてどのようなことを考えておられるのか伺いたいと思います。

上田施設管理班主査 今回の工事の中で目詰まりが発見された箇所付近に対しまして、ドレン等を設けまして、同じような事態があった場合には早急に対応できるような工事もしております。

重廣委員 だから今年度は 100 万円の中でおさまるという認識で、また新年度に新たに対策に対する金額、予算が上がってくる可能性があるわけですか。そのあたりを伺いたいと思います。

高橋観光政策課長 翌年度については、今上田主査も申しましたように、ドレン設置によって 1 号タンクからの新タンクへの送湯については、今対応はできるというふうに思っていますので、とは言いながら、配湯の管が老朽化しているところもありますので、維持管理的な予算は例年どおり組むというところで、特にこの対策というのは現時点では終わっているというふうに考えております。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 3 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは、先ほどから重廣委員のほうで今回の補正に係る、工事費に関わる部分は質疑をされました。私は特別会計全体の見解についてお尋ねをしたいと思いますが、今回一般会計からの繰入金で 300 万 6,000 円入れられることによって、繰入金の総額は、補正前の額と合わせると 739 万 5,000 円という一般会計からの繰入になります。今のところの湯本温泉の特別会計の総規模の歳入歳出は 1,344 万円ということで、繰入金比率を考えると、実に特別会計に占める繰入金の割合が 55%になります。今回のように職員の人件費、これは 4 月 1 日に異動があつて、このタイミングで人件費に係る調整等が 200 万円近くあるということで、その年その年、担当される職員の給与体系にもこれは数字が関わってくるとは思いますけれども、やはり地方自治体の特別会計のあり方という観点で見れば、一定の歳入をもってその歳出に充てていく。一般会計とは別にして会計の明確化、そしてある意味会計が健全なのかどうなのかということを特別会計というのは示すためにも、特別会計になっていると私は思うんです。そういった観点から、今もう大きな事業が終わって、今回のようにイレギュラー的に管が詰まったとか、これからも多少の工事費とかそういったものがかかってくるとは思います。ですけど、繰入金の比率がやはり半分以上というのは、何かがやっぱり財政健全化のためにもしていけないのではないかとは私は一個人として思うわけですけど、この特別会計に対して繰入金比率が非常に高くなっている。これからも繰入金というのは入れないとこの特別会計は存続できないということが考えられるわけですけど、これへの行政としての見解をお尋ねしたいと思います。これは副市長なのか部長なのか、どちらでも構いませんので、今後この会計をどうしていきたいか明確にお答えをいただきたいと思います。

堀経済観光部長 湯本温泉事業特別会計につきましては、地方自治法 209 条の定めにより、特別な事業に対して、目的としている事業に対して、歳入を充てることによって特別会計を立てることができるという規定に基づいて、現在設置をされているところでございます。本事業につきましては湯本温泉の配湯という特別な事業に対して実施をさせていただいているということで、特別会計として立ち上げているところでございます。委員おっしゃられるとおり、人件費等が多数を占める中で、この事業のあり方についても当然検討が必要というふうに考えておりますが、先ほど申しましたように特別な事業という中で、運営をさせていただいておるところでございまして、今後こういった人件費を充てていくのかとかそういうところも検討はさせていただきますけれども、現状のまま対応していきたいというふうに考えております。

重村委員 これで最後にします。私がやはり議会人として、こうして質疑をするっていうのはやはり市民から見たときに、極論からすれば配湯使用料をちゃ

んとあげて、会計がちゃんと均衡保つってというのが大前提じゃないかと。極端に言ったらお湯を使っただいて、損しながら会計してるんですかっていうふうに、やっぱり一般市民から見れば、事情がわからない場合はそういう見解を持たれる市民の方もいらっしゃると思うんです。そういう会計のお金があったら他に回してくれというふうな見解を持たれることもある。だから、やはり健全化というのはそこに職員 1 人はりつけてるから仕方ないんじゃないじゃなくて、やはり特別会計のあり方っていうのを常に、例えばその職員の方が仕事量の半分ぐらい温泉会計に従事してるというのであれば、やはりそのレベルというのをきちんと保つとか、やはり特別会計の中で仕方ないじゃなくて、ルール化を作っただいりとか、ある一定の基準というのを何年後にはこうしたいという見解を持ちながら、特別会計の運営を図っただいきたいと思います。最後にこれは副市長の方に見解を聞いて終わりにします。

大谷副市長 この件につきましては、重村委員から私がこちらに参りまして、何度となく取り上げていただいだ議論させていただいたところではございすけれども、一つには、この特別会計、一旦作っただいすと、県の見解ではありましたがけれども、何度かこれを一般会計に、直営にできないか、そういった話もしてまいりましたけれども、これはいささか懸念があるというふうなお返事だったものですから、今に至っているわけではございす。ただ、おっしゃるとおり、これだけ 55%という繰入比率、しかし一方で、この配湯使用料を上げるわけにはいかないという状況。これはやはり特別会計自体、これ自体を見ていると、一般市民の方から見ればどうだろうかというご懸念は当然だろうと思います。したがって、財政健全化という面から特別会計を見ましたときに、いずれ、例えば指定管理者制度の導入ということも考えられなくはないと思います。湯本温泉には、指定管理者として駐車場を運営していただいているまち株式会社、そして温泉旅館協同組合、それから長門湯守株式会社といった事業者がいらっしゃいます。こういった中で、どの方に温泉の配湯をお任せしたらいいのか、そこもやはり事務方としては検討していかなければいけないというふうには私もとしては考えているところではございす。まだまだ検討が始まったばかりではございすので、これでというものを今お示しできませんけれども、そういったことを念頭に置きながら、そして委員のご指摘も踏まえながら、検討を重ねてまいりたいと思います。

早川委員長 ほかにご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見はないので討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。こ

こで説明委員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 47 —

— 再開 09 : 48 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 6 号「令和 4 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田上下水道局長 それでは第 6 号議案に対する補足説明をさせていただきます。今回の補正は、収益的収支予算及び資本的収支予算の支出については、人事異動に伴う人件費の予算調整であります。収益的収入については、本来であれば 10 月 1 日に料金改定を行いますので、料金収入増加分を補正予算で計上するところですが、今年度に限り、臨時交付金を活用し、水道料金改定増額分を減免し、一般会計より補填していただくため、水道料金減免と補正額に応じた一般会計補助金を調整したものです。また、資本的収入につきましては、大河内川ダム建設事業の財源調整のため、企業債、国庫補助金、一般会計出資金の調整を行う予算を計上しております。このほか、湯本浄水場整備事業の期間延長と限度額を増額することから債務負担行為を補正しております。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 それでは補足説明をいただいて、少し質疑をさせていただきます。9 月 21 日に予算決算委員会が開かれて、そこでは財政課担当で上水道事業ということで 1,767 万円、上水道事業に繰り入れるということで、その内容はどうかっていうのは先ほど局長の方から説明があった通りです。私、予算決算委員会で財政課の方に質疑をすればよかったんですけど、これも財源ですよ。これは予算決算委員会でも、今日のこの委員会でも臨時交付金を活用して、この値上げ分を補填するんだと。市民の方に影響を及ぼさないように、来年の 3 月まではしたいということで、受け入れられるという予定になってますけど。これが補填も財源内訳を見ると、国が 1,510 万 6,000 円、一般財源から 256 万 4,000 円、合わせて 1,767 万円を水道課が受け取るという形になってます。補足説明でもこの 1,767 万円全額臨時交付金で受け取るんですよというような説明なんですけど、内訳から見ると一般財源も 256 万 4,000 円ほど入ってるということで、ここの説明を少し丁寧に詳しく教えていただけたらと思います。

吉岡管理課長 一般財源が一部使用されているということですが、交付金につきましては、対象外ということでございます。その対象外というのが官

公庁とか、そういう方に対する減免については交付金を充ててはならないということになっておりますので、その部分を外させていただいておるところでございます。

重村委員 ごめんなさい。よく聞こえなかったですが、公務員ということですか。

吉岡管理課長 聞き取りにくくて申し訳ございません。市役所とか、ここで言う長門土木事務所とか、そういう官公庁の使用される水道料金の減免については交付金の対象外ということになっております。

重村委員 確認ですけど。減免はすると。ここの市役所の水道使用量も減免はされた状態で請求書というのはあがってくるけど、それは当然水道局の方に補填しないといけないから、これは国の臨時交付金を使うわけにはいかないので、一般財源を持って充てるということを想定して、今回の総額 1,767 万円という算定金額が出てるということでいいですかね。

吉岡管理課長 重村委員の言われたとおりでございます。

岩藤委員 債務負担行為についてお尋ねをいたします。先ほど補足説明の中に湯本浄水場整備事業の期間延長、限度額を増額というふうにご説明がありましたが、この湯本浄水場整備事業の期間延長の理由を教えてくださいと思います。

管田水道班長 湯本浄水場整備事業につきましては、令和 3 年度 11 月に資機材の単価の見積もりを徴取し、予算計上しておりましたが、今年度に入りまして令和 4 年 5 月に発注設計のために資機材の見積もりを再徴取した際に資機材の単価の急激な変動がございまして、総事業費が増加いたしました。このため債務負担行為の条件変更の必要が生じまして、発注時期が当初予定の令和 4 年 8 月を予定しておりましたが、本議会議決後の令和 4 年 12 月予定となることから工期が短くなり、当初予定しておりました資機材の製作が間に合わず納期が遅れることから工期を延長するものでございます。

岩藤委員 それでは限度額が 3 億 7,000 万円から 4 億 6,134 万円ということで、9,134 万円の増額というふうな計算になるかと思いますが、これも資材の高騰という理由でよろしいでしょうか。金額の増額の理由をお尋ねいたします。

管田水道班長 浄水場の機械、電気設備の見積もり品数が多い中で、単価の増加率についてはまちまちでございますが、約 1.2 倍から 2.5 倍ほど資機材の単価については増加しております。これに伴いまして、事業費が膨らんだということでございます。

重廣委員 この工期的なことではございますが、これは整備事業として令和 4 年度に完了するという予定にされておりましたね。今この中には令和 6 年度までというふうに書いてありましたが、今言った資材高騰は分かります。ただ長引か

せれば長引かせるほどまだ高騰していくんではないかと現状、ですからそのあたりがありますので最終的な工期、今まで例えば4年度末であったのを6年度末にされたのか、その期間延長について詳しく説明をしてください。

管田水道班長 湯本浄水場整備事業につきましては、債務負担行為で令和4年、令和5年の2箇年で工事完成を予定しておりました。ですので、当初予定としましては令和5年度末には湯本浄水場整備事業が完了しておるという予定でございましたけれども、先ほど申しました資機材関係の納期の遅れ等もございますので、この完成を令和5年度末から令和6年度に延長するというところでございます。

重廣委員 この湯本浄水場整備事業の中には、ここ7、8年前から言っていました、三ノ瀬地区、四ノ瀬地区の方の管路布設は、その事業は入っていないんですね。ただ、地元の方から「いつ頃できるんか」と聞かれたときに、だいたいいつ頃になるんじゃないかというのを「6年か7年じゃないか」という話を私したことがあるんですが、これが延びたことによって今まで未配水の地区に管を延ばされるという時期も当然延びてくるんじゃないかと思うんですが、その最終点、いつ頃までには配管工事ができますよっていう検討が今分かりましたら教えていただきたいと思います。

管田水道班長 三ノ瀬、四ノ瀬の水道整備事業につきましては、令和4年の3月に地元説明会を開かせていただいております、その際には整備予定としましては湯本浄水場整備が完了したのちの令和6年度からというような形でご説明をさせていただいております。ただ、今湯本浄水場事業につきましても、当初予定の令和5年から令和6年度に延びるということもございますし、社会情勢についてもまだ見えないところもございますので、三ノ瀬、四ノ瀬の管路整備がいつ頃終わるという明確なことはお示しできないのかなというふうに思っております。

重廣委員 ということは、浄水場整備事業が1年間延びますと、1年になるかどうか分かりませんが。先ほど地元説明会をしたと言われましたよね。ただこの議案が可決されたあとにまた地元説明というのは考えておられるのかどうか。当然延びていくと思うんですよね、これが延びるということは。地元説明があるか、今から計画されているかどうかを伺いたいと思います。

濱谷施設整備課長 一度地元説明はしておりますが、少し湯本の情勢が変わってきたことも踏まえまして、必要であればもう一度、延びることがあれば再度地元の皆さんにお集まりいただいて、そのへんの経緯なりを説明させていただいてご理解をいただければというふうに考えております。

重廣委員 私は素人でよく分からない。この整備事業が延びるけど、今「延びるようなことがあれば」と言われましたよね。今のところは布設工事に関して

は延ばす予定はないというふうに理解してよろしいですか。

濱谷施設整備課長 現時点ではまだ延びるという確定をしているわけではございません。一部でも、今後上程とかまだしっかりと議案とか議会のほうへお諮りしてないのではっきりとしたことは申し上げられませんが、今のところ 6 年の着手に向けて様々な工事費の調整とか、そのへんは準備しておるところでございます。

重村委員 ごめんなさい、私、段取りが悪くて先ほどもう一つだけ確認しないといけないことを言い忘れていたので交付金のところに戻ります。先ほど説明があったように、官公庁、だからたとえば市役所であるとか学校であるとか消防署であるとか、支所、出張所。こういったところの減免というのは国の臨時交付金を充当できないから一般財源でみるということでこうなっているんですという説明だったと思うんですけど、例えばどこまでが官公庁の施設になるのかっていうのが、例えばセンザキッチンとかっていうのは公設ですよね。長門市が設置して指定管理者が入って営業していると。だからこの 256 万円というのは、主たる、直接市が経営というか維持管理をしている、建物はもうよく分かるんですけど、範囲というのがどこのあたりまでという認識をしたらいいか教えてもらっていいですか。

吉岡管理課長 範囲としては、支払者が官公庁であることとされていますので、たとえば公園のトイレとかそういう部分についても多分範囲に入ってくるかと思えます。

田村委員 予算に関する説明書のほうをちょっとお聞きしたいんですけど、貸借対照表があります。予算に関する説明書の 8 ページ、未収金の部分なんですけれども、1 億 9,512 万 8,032 円となっています。これ昨年同時期にいただいた貸借対照表と比較をすると 1,125 万 331 円が増加しているということになるんですけれども、これの内訳といいますか、これの原因についてお伺いします。

大田管理課主査 未収金の主な内訳でございますが、一番多いもので営業未収金としまして水道料金、こちらが約 3,000 万円近くございます。それから、すみません、一番多いものは他会計補助金です。これは令和 3 年度末に本来入るべき補助金が一般会計で申しますと出納閉鎖時期に繰り入れるということで、3 月末時点では未収金となっておりますので、これが 1 億円以上ございます。増えた理由については今すぐ分かりかねますが、だいたい今のようなものが主なものでございます。

田村委員 私、聞き方を変えないとこれでは終わらない感じだったので。なんていうか、締めของ時期によってこういうことはよくあることだという捉え方でいいですか。

大田管理課主査 公営企業会計ですので、3 月末で決算となります。ですので、

一般会計からの繰り入れにつきましては当然 3 月以降に入ってくるということ
で未収金に上がってきますし、国庫補助金、県補助金等も 3 月以降に入ってくる
こともございますし、水道料金につきましても 3 月に賦課したものが 4 月に
ドットに入ってくるといったこともございます。なので、予算上よりは決算上を
見るとか、5 月末の状況で比較していただいたほうが良いかと思います。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、
議案第 6 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。
議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手多数です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定し
ました。次に、議案第 7 号「令和 4 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1
号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田上下水道局長 第 7 号議案に対する補足説明はございません。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑
はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 7 号の全般にわたり、
ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わ
ります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご
意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案
のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議
案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

重村委員 委員長、動議。多分これから決算議案の関連に入ると思うんですけ
ど、今補正が一段落終わったところで、私質疑の自分でも整理をしたい、決算
に向けてしたいと思うので、時間的にはちょっと早いかもしれませんが、休
憩動議を出させていただきたいと思います。

早川委員長 では今重村委員からの動議に関して、賛成の方は挙手をお願いい
たします。挙手多数となりました。ではこれから 10 分ほど休憩いたします。開
始は 10 時 20 分からいたします。

— 休憩 10 : 10 —

— 再開 10 : 20 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 8 号「令和 3 年
度長門市水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説
明がありましたらお願いします。

大田上下水道局長 令和 3 年度長門市水道事業会計決算につきましては、お手

元の決算書でお示ししていますが、当年度末における給水人口については、決算付属書類の「事業報告書」の 17、18 ページの「業務量」のとおり、全体で 2 万 9,718 人となり、前年度に比べ 709 人減少し、年間有収水量は 356 万 429 立方メートルとなり、5 万 6,507 立方メートル減少しております。また、建設改良事業につきましては、14、15 ページの「建設改良工事の概況」のとおり、各地区の老朽管の布設替工事や中継ポンプの取替工事、湯本浄水場築造工事等及び水道監視システムの更新などを行ったところであります。続いて、経営状況についてご説明を申し上げます。収益的収支は、収入額 6 億 6,157 万 6,223 円に対し、支出額 6 億 5,459 万 5,559 円となり、差引 698 万 664 円の純利益を計上しております。また、資本的収支は、収入額 2 億 7,172 万 400 円に対し、支出額 6 億 4,749 万 2,274 円となり、差引 3 億 7,577 万 1,874 円の不足額を生じました。この不足額につきましては、3 ページの下欄にお示ししておりますとおり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金により補填しています。最後となりますが、12、13 ページの報告書様式の変更でございます。今年度の決算報告より事業報告概況について、地方公営企業法施行規則の改正により経営指標に関する事項が追加となりましたので表記しております。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、今ご説明がありました料金回収率について伺いをします。令和 3 年度の料金回収率は 78.45%ということですので、まずはこの 10 月 1 日から料金改定が行われますけれども、その後の料金回収率の見込みについて何%ぐらいになるのかお答えください。

吉岡管理課長 試算によりますと、88%を予定しておるところでございます。

田村委員 この 88%という数値ですけれども、水道局としてはどういうふうに捉えられているのか、お願いします。

吉岡管理課長 今の 88%ですけれども、基本的には料金回収率につきましても、100%というところが公営企業会計としては望ましい部分であるかなとは思っております。ただ、そのうちこのたび料金改定をして、前回から 10 ポイント程度上がってます。料金改定による増額ポイント分かなと思っておりますので、今後も現況、経営状況を把握しながら、今後料金のあり方というのはある程度、今後も検討していかなければならないかなと思っております。

田村委員 これは一般質問でも伺った内容に関連するのかもしれませんが、今料金改定という言葉をおっしゃいましたけれども、今後ある程度の時期に行ったところに、そういうまた議論になってくるかと思っておりますけれども、当面は予定していらっしゃらないということによかったですか。

吉岡管理課長 料金改定については、今、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4

年間という期間を設けて、今の料金を設定させていただいているところでございます。ここの見直しもしなければいけないとは思いますが、今後、令和 8 年度以降についての料金のあり方というのは、ある程度は考えていかなければならないかなと思っております。

田村委員 藪蛇になりそうなので、これはやめます。それでは有収率について伺います。有収率 74.8% でよかったですかね。平成 27 年に水道ビジョンを策定されておりますが、この策定時が 80.1% で、平成 38 年度が目標値で 87.2% を設定されておられます。水道ビジョン策定時よりも下がってますけれども、まず原因をお伺いします。

管田水道班長 令和 3 年度の修繕件数、要は漏水の件数ですけれども、配水管、水道の本管の方で 52 件、それから給水装置、こちらの方は水道本管から各家に引き込む管、こちらの方で 221 件となり、比率でいきますと配水管、水道本管で 19%、給水装置で 81% という比率になっております。圧倒的に給水管の漏水が今多い状況となっております。この中で地形的に家屋が点在しておるということもございますし、また空き家になった家屋も多く、この給水管の漏水が発生した際に通報等がなかなか来ずに修繕対応が遅れるということも、有収率が下がっている原因の一つかと考えております。これを踏まえまして、漏水量の多い地域につきましては、漏水調査業者さんも活用しながら、各家屋の水道メーター 1 個、1 個を、漏水音を確認して行う戸別音調調査というものですけれども、こちらもあるあわせながら現在、漏水調査を行い対応しているところでございます。今後も継続して有収率の改善に取り組んでいきたいと考えております。

田村委員 給水管の破損が多かったということです。ここで、本会議質疑で林哲也議員がその件について尋ねておられますけれども、お答えとしては「日々水道監視システムにより監視を行いということを地道に繰り返していく」と、「夜間配水流量に異常が確認されれば速やかに漏水調査を実施し、迅速に修繕を実施するということを地道に繰り返す」というところだと思います。確かにそのとおりだと思うんですが、水道監視システムというのはどういったものなんでしょうか。

坂倉浄水場長 令和元年から令和 4 年度までの期間におきまして、水道監視システム構築工事を行っております。令和 2 年度に日置と三隅地区、令和 3 年度に長門と油谷地区、あと今年度に油谷の阿惣浄水場の監視システムを構築しまして、全ての長門の監視システム構築工事が終わります。それで今、構築しますと、携帯電話、スマートフォンやタブレット、パソコンでリアルタイムで施設の現況がわかるようになっておりますので、それを用いて監視をしております。

濱谷施設整備課長 監視システムはどのようなものかというご質問だったと思

うんですが、市内には多くの配水池とかいろんな施設がありますので、そこを出る水の量を流量計というの付けて、今の時間瞬時に何トン出てるというのを新たなシステムを用いましてグラフ化したようなもので監視はしておるんですが、夜は当然だいたいその地域地域で少ない時間帯というのがありますので、その量が前日とか近辺と比べて増加すると、他の何かによって漏水が発生してるんだろーということを想定して、その計器が管轄するとか計測するエリアに出向いて行って、そういった調査をするというようなことになります。

重村委員 それでは今ちょうど有収水量について質疑が出ましたので関連で。本会議質疑でも林哲也さんが質疑をされてます。私今手元に監査意見書の書類を見させてもらっています。5 ページになりますけど。田村委員が言われたように水道ビジョンを策定されたときは約 80、右肩下がりという表現をすればいいのかですけど、特に監査意見書の指標には平成 29 年度から有収水量のポイントが出てます。平成 30 年度が 76.3 でやや改善傾向にあったものが、令和 3 年度の決算では急落してる状態が表されています。他市の状況とかのポイントを勘案しても決して長門市は優れた有収水量の値ではないというのはもう明確になってますけど、この 74.8 っていうのは私かなり危機的な状況じゃないかなって一つこれ個人的には僕は分析してるんですよ。というのが平成 30 年度に 76.3 まで落ちたけど、やや持ち直してきていたのが、一気に 77.5 から 74.8 に落ちるということは、100 送り出した水が実際お客さんの元に届いてお金に変わっている水というのは、25%以上が結局どこかで漏れているということですよ。この数値というのは、やっぱり経営の中で大きな値にもなるし、この歯どめというのはやっぱり喫緊に局としては考えていけない事案だろうと思うんですが、改めて林哲也委員の質疑とちょっとかぶるかもしれませんが、来年度以降に向けてどういった対策を取られていくか、確認をしておきたいと思います。

管田水道班長 令和 3 年度の有収率、確かに下がっております。それを受けまして、当然我々も有収率を回復させないといけないということで、いろいろな手立てを打ちながら試しております。例えば先ほど申しました戸別音聴調査、各それぞれの家のメーター器を直接当たって漏水を探すといった手法も取り入れて今行っておりますし、また漏水が起こった箇所を修繕といいまして、漏水箇所を塞いだりするような材料がございますけれども、そういうものを使った場合にまた再発する可能性もございます。こういうところにつきましては、1 メートルでも新しい管に入れ替えたりとか、なるべく漏水が再発しないような対策を今とっておりますので、またいろいろと状況を見ながら手立てを考えて対応していきたいというふうに考えております。

重村委員 決算認定で少し横道にそれるかもしれませんが、だめと思ったら委員長止めてください。以前に退職された局長から、これは聞いたことがある

んです。特に水道局の職員というのは、特に局長とかになったらもう晩酌を止めて、いつ呼び出しがあるか分からない漏水に対応してるんですよってことで、本当に大変だなっていう思いを僕持ってるんですよ。その方が言われてたのが漏水とか発見された時っていうのは局の方で対応できる範囲だったら、土日返上で今行かれてるんでしょう。僕そう聞いてるんですよ。一つはやはり水道業者の数とか育成ができてない。だから土日の工事店の当番といいますか、土日に何か大きなことが起こった時に業者をお願いできるかっていうと、業者もなかなかお願いできる状況じゃないから、局の職員が対応してるということ聞いた記憶があるんですよ。土日夜間。そういう今でも現状にあるのか、いやそれは違いますよなのか、確認させてもらっていいですか。

濱谷施設整備課長 局の職員が直営でというイメージでよろしいですか。（「直接、工事というか、応急措置をする職員」と呼ぶ者あり）今現在は、過去にはそういったこともしたこともあるんですが、ここ数年はそういった職員等もいませんので、現場で水が出るのを止める作業っていうのはします。あふれて交通に大きな影響を与えとか舗装が剥げているとか、そういうときは止めるという作業は行いますが、直営でのそういった修繕、実際道路を掘ってとかそういった作業は現在やっておりません。

重村委員 これは個人的な話の中で聞いた話ですから確認を取らしていただきましたけど、一つはやはり漏水なんかっていうのは、早くやっぱり発見して止めるということがもうこれは必要不可欠であろうと思うんですね。こういった数値に全て反映してきますから。そういった中では局の職員の方の努力っていうのはもう十分に分かってますけど、やはり市内業者の育成であつたりとか機動性であつたりとか、ここらあたりもぜひ私は局として考えてやっぱり業者の育成であつたりとか、夜間の対応というのはどうしたら早く、いち早く止めることができるのかとか、そこらあたりも勘案しながら僕は企業会計、局の職員として従事していただきたいなと思うんですが、それは見解を局長にお願いしたいと思います。

大田上下水道局長 確かに市内業者の育成、機動性というのが一番大事だと思いますが、おそらくご承知のとおり市内業者 1 社、長門市での営業を辞めてしまった中でなかなか数が確保できない状況の中で、当番店等を設置してないとか、以前はしていたんですけどそういったものが出来なくなってる中で、実際漏水が起こってそれが大規模な交通に支障があるとかそういったものであれば当然待ったなしで市内業者にお願いして土日でも何とか対応していただかないといけないと思ってる場所なんですけど、状況によっては土日、週明けにコーンなりを置いて、土日は市内業者もやっぱり従業員を休ませないといけない、働き方改革もあらうと思いますので、状況によっては週明けに何とか

対応してくださいというようなお願いで今実際は運営しているところです。

田村委員 漏水の話に戻りますけれども、漏水の原因、給水管の破損が先ほど数を示してありましたけれども、漏水の原因これは今漏水が増えているということでしょうか。もし増えているということであれば原因についてどういうふうに把握しておられるかをお尋ねいたします。

菅田水道班長 漏水件数につきましては、先ほど申しましたある程度再発防止も含めたような修繕対応等もやっております、その効果が出ており、漏水件数自体は下がってきておる状態となっております。ただ、先ほど田村委員がおっしゃられました漏水の原因につきましては、配水本管も同じですけれども、やはり管の老朽化っていうところが一番大きなところかなというふうに把握しております。

田村委員 管の老朽化ということです。老朽化に対しての更新ですけれども、今時点の計画と、何て言いますか、これもちよっと以前お話させていただきましたけれども、法定耐用年数 40 年を迎えた老朽管がここ近年どこかの年度から一気に増えているというタイミングが来ていると思うんですけれども、このあたりの今後の見解についてお願いします。

菅田水道班長 管路更新計画につきましては、管路更新計画というのを各地区に策定しておりますので、これをもとに管路の更新を今現在行っているところでございます。ただ、漏水多発箇所、こちらのほうも管路更新を行っていかなくてはいけないところもございますので、管路更新計画をベースに、あとは漏水多発箇所を重点的に管路を替えていっているといったような状況で行っております。

重村委員 それでは、3 年度の決算を迎えて未収金の状況を少し質疑をさせていただきます。監査意見書の 17 ページに細かな表が載っておりますけど、不納欠損で徴収が難しいと、断念するという金額が令和 3 年度の決算では 88 万 6,633 円ということになっています。全て過年度分の中から不納欠損、落とすという処置がされていきますけれども、この年によって若干不納欠損額というのは、推移が違うんですけど、令和 3 年度におけるこの 88 万余りの不納欠損で処理する額の主な理由はどういったものがあるのか、ご確認をさせていただきます。

藤井管理課長補佐 このたびの債権放棄といいますけれど、ほとんどがまず、徴収停止を前年度にしたものでございまして、その分の時効がきた場合に不納欠損というか、債権放棄をしております。

重村委員 結局、これは時間の経過とともに、最終的には時効を迎えて徴収ができないという状況に陥ってこうやって処理されるということになるんでしょうけど、今の基本っていうのは、滞納が発生したらまず現年度分は遅れないように払ってくださいよと。過年度分について要相談、相談をした中で取り決め

をお約束事をして徴収していくというのが基本であろうと思うんですね。例えば高齢になった方であるとか、おひとり、それから施設に入られたとか、そういう可能性がある方っていうのは過年度分というのは、極端に言うことができるだけ早く回収しておくという努力も私は企業としては必要ではなかろうかと思うんですけども、どうしても過年度分の徴収率っていうのは 50%いくかいかないかぐらいですよ、毎年ね。このあたりの徴収体制というのはご努力はされていると思うけれども、今後どのように考えられているかお尋ねしたいと思います。

藤井管理課長補佐 現在、徴収につきましては、給水停止を中心に滞納整理をしているところでございます。実際に未納者の件数については元年には 462 件ありましたが、令和 2 年では 400 件、令和 3 年度では 349 件と減少している状況でありまして、非常に成果が出ているものと考えております。今後も先ほど言いました高齢者とか、社会的弱者といたしますか、そういったところはなかなか給水停止も難しいところではございますが、やはり公平性の確保というところもありますので、そこのバランスを見ながら給水停止をするのか、徴収猶予とするのか、その辺のところを考えながら滞納整理を進めていきたいと思っております。

重村委員 これで最後にします。今回の数字は不納欠損というのが単刀直入に言うと、令和 3 年度っていうのはコロナ禍での水道事業の運営であったと思うんですけど、コロナウイルス感染症に対して直接それが要因になってこの不納欠損に繋がっているということはないという考えでよろしいですか。

藤井管理課長補佐 委員さんの言うとおりでございます。

田村委員 それでは耐震化についてお伺いします。ちょっと古い資料なんですけど、厚労省の平成 27 年の資料で浄水施設の耐震化率、山口県で 11.1%という数字だと思うんですが、27 年ビジョン策定時です、12.6%。38 年度の目標が 25.0%、これ管路のほうで。上水施設の耐震化率はビジョン策定時が 9.4%、平成 38 年度目標値が 28.4%となっております。進捗をお伺いします。

坂倉浄水場長 それでは浄水場の施設の分についてお答えいたします。今ビジョンで 25.4%に上がるという数字が示されていると思うんですけど、これは湯本の浄水場が完成すれば 25.4%に上がるということで、その他では今のところ耐震化が進んではないという状況があります。

田村委員 分かりました。ちょっと準備不足でした。申し訳ございません。では私の質問まだもう 1 つあります。水道ビジョンに戻ります。水道ビジョンなんですけれども、施策の履行状況等確認すると、これ 2017 年に策定されております。「施策の履行状況等を確認するためフォローアップを行い、5 年後を目途に中間報告を行う予定とします」とあります。5 年後が本年 22 年ということで

すけれども、中間報告は今策定をされているのでしょうか。

濱谷施設整備課長 おっしゃるとおり、今年が 5 年後の見直しということで、現在作業をさせていただいております。当然案はでき上がっておりますが、公表についてはこの 9 月議会が終わったあとを予定しております。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 8 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは今一度ということで局としての見解を聞かせてもらいます。この度 9 月定例会の議案にも出ていますけど、水道料金を上げるということで、その補填を経済情勢も鑑みて市長のほうで、その分は 3 月までは臨時交付金のほうでみて、市民の影響がないように配慮するんだということでありました。議会は、一つは改定の時期をもう 1 回きちんと考えることをせんといけませんよということと、もう一つは福祉減免ということを議会の全会一致で意見を付しております。局としての見解は、回収率が 100 パーセントにも行っていない企業が減免することはできないというのが大前提の回答ではあると思いますけれども、先ほどのように不納欠損なんかというのは、やはり多分おひとり暮らしであったり、たとえば障害を持たれている方であったり、それとかやはり経済的に非常に厳しい中の方たちが最低水道料金を払おうと思われるはずですよ。だって生活に絶対いることですから。でもその中でも結局滞納してしまう。そういう危機的な状況の世帯や市民の方がいらっしゃるからこそ、悪質な方は給水停止とかしてちゃんと回収すればいいですよ。だけど、本当に悪質でない方は多分給水停止とかも局としてもしたくないし、そこらへんは配慮されながらやられているんだろうけど、こうやって 88 万円ぐらいいただきました、使用されているお金を毎年 0 円ということはないですよ。不納欠損で落としていく状況になっているんですよ。これを見ればね、やっぱり滞納されている方も気まずいですよ。本当に気持ちよく滞納してやるんだと思われている方は万が一 1 人ぐらいいらっしゃるかもしれないけど、ほかは絶対にいらっしゃらない。となれば、局としては無理だけど局が主導のもと、市の福祉の関係なのかどうなのか、施策としてやはりそれは局としても、局自体ではできないけど前向きにそういう方たちのために減免というのを考えていく余地が少しでもあるのか。局としてはないっていうのは分かっていますからもう聞かない。だけど市長部局と話をして、そういう施策っていうのはやはり展開していかないといけないというお気持ちが少しでもあるのか、市長部局が言うまで局としては対応しませんなのか。局長のご意見を聞かせてください。

大田上下水道局長 先般の一般質問のときに、答弁で質問内容に対して抜け落ちた部分があったかと思いますが、福祉減免について、局内での主観といいますか、お答えさせていただいたところなんですけど、今回附帯決議に対してま

ず最初に、市長部局の福祉関係部署と意見交換を最初にさせていただいて、それぞれ原課の福祉減免が対応可能かどうかというのを、実はご意見をいただいて、どこもできないという回答をいただいているところで、そのあとが局独自という形でお答えさせてもらっているところなんです。だから、一応局としまして、まず福祉サイドのほうでできないかという形での相談をして回答をいただいているところでございます。

重村委員 それではこれで終わりにしますが、上下水道局の組織に大谷副市長は存在しません。それはよく分かっています。水道の決算だから枠はちょっと出ちゃうかもしれないけど、大谷副市長、今の局長は市長部局の福祉の関係と話をしたけどそこもできないという見解をもとに今仕事されていますよ。私はやっぱりね、最終的にできないかもしれんけど、やっぱりそれを描いてみるということを私は市の職員として必要じゃないかなと思うんですよ。「いや、話したけどできない」じゃなくて、いろんなシミュレーションをして、例えばそれが 5%なのか 10%なのか、そういうのを大谷副市長が全く必要ないと、もう局と市民福祉のほうで話してできないんだという見解で、それでいいというふうに今聞かれたかどうか、これだけ確認します。

大谷副市長 公営企業の管理者は市長でございますので、私はこのラインから外れておりますけれども、今福祉サイドの見解ということで委員がおっしゃいましたので、その点に限ってお答えを申し上げたいと思います。まずもって、今回上下水道局は市長以下、管理者以下、福祉減免というものは採らないという結論に至ったわけですが、これは一般質問の答弁でもありましたように、全国を眺めても、内部留保というものを持っている水道局、水道事業者は確かにこの福祉減免というものを手がけております。そういった意味では回収率が 100%に至っていない長門市上下水道局は、これを採用しなかったということだろうと思います。しかし、附帯決議をいただいておりますので、福祉減免について一般会計、いわゆる市長部局と相談してはどうかという意見をいただいておりますから、当然福祉サイドも今回の上下水道局との意見交換にしっかり臨むようにということは、私の方からも福祉サイドに指示をいたしておりました。しかし、やはり福祉サイドとしても、お困りの方々、低所得者層、それから障害者の方々、それから独居老人、こういった方々に対して、それぞれの部局で、それぞれの担当課で福祉的な観点からの施策は日々行われているという中で、この水道に関して、福祉サイドがこれを取り入れて、さらに低所得者対策といいますか、福祉施策を行うというのはちょっと成り立たないんじゃないかという見解で上下水道局には返したのだろうと思います。いずれにしても、上下水道局の方では福祉減免ということはできなかったけれども、例えば激変緩和措置と、期限を設けない激変緩和措置という形で今回の水道料金の設

定、これを提供しているわけですので、そういう広い意味では、福祉減免的な措置ではなかったかなというふうに、私は一般会計の人間としては捉えているところでございます。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 8 号は、認定すべきものと決定しました。最後に、議案第 9 号「令和 3 年度長門市下水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田上下水道局長 第 9 号議案に対する補足説明をさせていただきます。令和 3 年度長門市下水道事業会計決算につきましては、お手元の決算書でお示していますが、当年度末における水洗化人口については、決算附属書類の「事業報告書」の 16 ページの「業務量」のとおり、2 万 5,024 人となり、前年度に比べ 436 人減少し、年間有収水量は 323 万 3,555 立方メートルとなり、前年度に比べ 7 万 2,361 立方メートル減少しております。また、建設改良事業につきましては、14、15 ページの「建設改良工事の概況」のとおり、各地区のマンホールポンプの取替工事や東深川、三隅上地区の管渠施設更新工事等を行い、業務では公共下水道効率化計画策定業務や東深川浄化センター耐震実施設計業務等を行ったところであります。続いて、経営状況についてご説明を申し上げます。収益的収支は、収入額 16 億 3,871 万 8,954 円に対し、支出額 16 億 3,871 万 8,954 円となり、差引 0 円となりました。また、資本的収支は、収入額 5 億 638 万 4,843 円に対し、支出額 10 億 3,669 万 2,753 円となり、差引 5 億 3,030 万 7,910 円の不足額を生じました。この不足額につきましては、3 ページの下欄にお示しておりますとおり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、及び損益勘定留保資金により補填しています。下水道事業におきましても、今年度の決算報告より事業報告概況について、経営指標に関する事項が追加となりましたので、12、13 ページの報告書様式を変更し、表記しております。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは下水道事業のほうも確認させていただきます。3 年度の決算では、年間汚水処理水量が約 3.7% 増、増えていると。先ほど補足説明の中で、使用人数とか使用人口が減っているのに年間汚水処理水量が増えていると。そして、有収水量は 2.2% 減ということで、たくさん処理場には汚水が入ってきているけれども、実際に、ちゃんと料金がいただける、早い話、汚水を出した家庭の料金に換算できるものというのが低下しているという現状です。これの主立

った原因は何か、どのような見解を持たれているのかお尋ねします。

宗村浄化センター長 上下水道局で管理しております処理施設につきましては、公共が 3 施設、農集が 11 施設、漁集が 3 施設でございまして、そのうち年間汚水処理水量につきましては、各処理場に流入してきた処理水の合計の数量を挙げております。3 年度の量の増減を確認いたしましたところ、主に増えているところが公共の東深川浄化センター、その次に通の浄化センター、農集につきましては、青海、開作等を廃止したこともありまして、全体では減っております。その原因につきましては、まずは施設の老朽化に伴う不明水の増加が考えられます。その不明水になりますけれども、主には集中豪雨等によるものと高潮によるもので、昨年度は 8 月に大雨等もありまして、東深川浄化センターにおきましても 2 年度と比較しまして 14 万立米の増を見ておるところでございます。そういうことから考えまして、全体的には老朽化に伴う不明水の増加により、全体の年間汚水水量が増加したことが有収率の低下に繋がったものと考えております。

重村委員 今ご説明、答弁をいただきました。なるほどなというふうに思っておりますけれども、なるほどなで終わっちゃいかんですよ。やはりこの数値を改善していくということが経営の改善にも繋がっていくわけですから今後の対応をお尋ねします。

中尾下水道班長 現在、各ポンプ施設の運転状況、吐き出し量や稼働時間等のデータからエリアの絞り込みを行いまして、降雨、高潮の際に、職員による直営点検行い浸入箇所見つけましたら、ただちに業者に修繕を依頼しておるところでございます。

重村委員 それでは、今年の決算から新しい付属資料といいますか、補足説明でもありましたけれども、これを見させていただきました。それで水道事業のほうにも、こういった指標、データが出てましたけど。改めて下水道見ると下水道の方もこれは非常に危機感を覚える数字なのかなということで、これの指標に対する見解をお尋ねします。これを見ると平成 29 年の有形固定資産の減価償却率これは 7.39%でしたけど、3 年度の決算数値は 20.95 ということで、加速的に右肩上がりに。早い話有形ですから、物の形がある固定資産、資産の減価償却が終わった。言葉は悪いかもしれないけど資産価値がなくなった機器類であったり、パイプであったり、管。そういったものが急速に増えてきてますよというのがこの 20.95%だろうと思うんです。これは最悪これからも右肩上がりの方向になっていくんでしょうけど、果たして数値的に限界な数字があると思うんです。例えばこれが 50%を超えてくると下水道が保有している固定資産というのは、もう償却期間が終わって古いものばかりが半数を占めてるというような、例えば 50%なんかですよ。そういう判断ができるのではないかと思います。

んですが。局として、この数値というのはどのぐらいに留めることが適切なのか限界なのか、こういう数値をお持ちかどうか確認をいたします。

大田管理課主査 今言われましたように有形固定資産、減価償却率が 20.95% となっておりまして、こちらの全国平均との比較が公共下水道でありますとか農業集落排水でありますとか事業ごとに出てますので、なかなか比較が難しいところでありますけれども、参考に最新の令和 2 年度で申しますと、規模的には大きい公共下水道が 36%、農業集落が 22% となっております。決算書に掲載しておりますのは全事業を市で行っております平均になりますけれども、全国平均よりは低いという状況でございますが、先ほど委員が言われた通り年々増加しているということがございますので、こちらは注視して、更新していかなければならないと思っております。下の管渠老朽化率でございますけれども、こちらの公共下水道が 5.7%、農業集落は低くて 0% ということになってますので、こちらもしほぼ全国平均にすれば高くはございませんが、管渠の方が低いということで、主に施設の方の大型事業等実施していかなければ施設が老朽化していくということが懸念されている状況でございます。

重村委員 どうしてもこういう事業をしてたら、全国平均に比べてとか、同じような形態の自治体に比べて、類似自治体に比べてとかいうことになろうかと思えますけど。長い間水道と下水の会計の予算それから決算認定をしてきて、なかなか良くなったねっていうような審査がないわけですよね。その中でも、財政が厳しい中で限られた財源の中で更新をしていく、それで市民サービスに影響が出ないようにということでしょうけれど、特に有形固定資産の減価償却率ですか、これにはぜひ私も注視をしていきますし、局としても注視をしていて、極端に言ったら古いものばかりで経営している、運転しているというような状況がならないように対応の方よろしくお願いしたいと思えます。どなたか見解があればお願いします。

吉岡管理課長 下水に関しての更新計画というの、令和 3 年 3 月に経営戦略というのを今示させていただいてるんですけども、それまでうちも財源にある程度限りがございますので、財源に見合って、ある程度の更新計画っていうのは上限を設けて、毎年度させていただいているところでございます。

大田上下水道局長 補足ですけど、今後のことになりますので、当然今、更新事業迎えている各下水道の管渠であったり施設に関しては老朽化が進んでくるという中で、更新考えないと計画的にしなきゃいけないっていう中であって、やっぱり私ども公営企業ですので、当然下水の使用料いわゆる財源を確保できなければ更新できないという中で、下水道事業は耐用年数が 50 年もあるような資産をつくって、30 年 40 年かけて償還するという企業債発行してやる取り組む事業の中で、今後、人口が減ってくる様々な諸条件、有収水量も当然あがっ

てこないのを勘案しながら、一時的に融通してやるっていうんじゃなくて、長期的な返済計画を立てながら総合的に判断して、今、吉岡課長申し上げましたけど、計画策定をしておりますけど、それも見直ししつつ、将来ツケが回らないような形で効率的な更新をしていきたいとは思っております。

田村委員 将来にツケを回らないよう、ぜひお願いします。次の件ですけれども、下水道資料のところで、財務分析というところがあって、流動比率なんですけれども、流動比率の推移、令和元年度までは70%、30年度と令和元年度より前がないぐらいですけれども、69.5、70.0 といって、令和2年に59.3、56.5、これは100%を超えるほど支払能力が高い、1年以内に支払うべき債務に対し、企業の支払能力を判断する指標であるこの流動比率、令和2年、令和3年度下がっておりますけれども、この原因について大まかで結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

大田管理課主査 令和3年度につきましては、下水道使用料は、徴収事務を水道事業に委託しております。例年ですと、3月までに水道の方で徴収した下水道使用料を下水道事業会計に入れるわけですが、3年度につきましては、休日等の関係がございまして、一期分ほど水道事業会計から下水道事業会計に下水道使用料が入ってない未収金としてあがっております。それが約1,600万程度ございますので、そちらの現金が例年入るんですけども、入っていないということで、流動比率が下がっております。

重廣委員 建設改良事業について伺いたいと思うんですが、今重村委員の方から経費支出について質疑があり、老朽化率が高まっている、それはもう皆さん周知の上なんですけど、今回マンホールポンプという言葉がよく出てきているなと思いました。それで市内全体、当然マンホールポンプですから、長門のような地形では普通の市に比べたら、平均的には数が多いじゃないかと思うんですが、現在ポンプの数がどの程度あって、当然20年もつとしたら20年に1回更新、何年もつか分かりませんが、そのサイクルですね。例えば100あって、20やりました。それはぐるぐるぐるぐる回していくと5年後には、またやっていかないといけないという計算になりますけど、今マンホールポンプ自体、市内に何個ぐらいあるものをどのぐらいで回しているか分かりますか。急に聞きましたから、数字を揃えてないことは分かりますけど、何が聞きたいかというと、このマンホールポンプは平坦なところであれば自然流下で必要ありませんけど、長門は管の老朽化もありますし、起伏に富んでいますから、普通の市よりも多いんじゃないか。そのことについて、もしこのマンホールポンプを使う必要がなければ、かなり経費的には下がるじゃないかと思うんですよね。それで質問さしてもらったんですけど。下にある老朽管布設替とか、そういう中にマンホールポンプが入っているんだろうと思いますけど、特にマンホール

ポンプ取替工事みたいなので項目あがってますからね。そのことについてどういう見解をお持ちなのかっていうのを聞きたかったんですが。

宗村浄化センター長 はっきりした数字を確認できないんですけど330ぐらい、マンホールポンプ場、そのうち大きいポンプ場でしたら2台据わってて、交互に運転するような格好になっております。基本的には、修繕の手が回っていないので、故障した場合に取り替えをしていますが、能力が落ちたり、設置して耐用年数のだいたい1.5倍、だいたい15年ぐらいすると能力が落ちてくるとされて、耐用年数が切れますので、それから1.5倍ぐらいの目安に、電気量の消費とかを勘案しまして、全体的な計画を立てて取り替えを行っております。来年から農集のほうにつきましても全体計画の中で補助金等で交換もできると聞いておりますので、そちらの方でできるだけ補助等対応していきながら、更新していくように考えているところでございます。

重廣委員 これも老朽管等とは違ってですね、ポンプですからなかなか最近この時世、材料が入ってこない、ものが入ってこないという状況にあるんじゃないかと思うわけなんですけど、そのあたりはどうですか。例年通り、受注してから何箇月後にすぐ入ってくるとか、それか1年後、2年後にならないと入ってこないとか、そういう状況にあるようなことはございませんか。

宗村浄化センター長 納期については、かなり遅れております。今年度につきましては予定してたものが年度内にできないという部分も、多くありませんが発生しております。今まで3、4箇月とか納期でしたけども倍の8箇月とか。できるだけ、予算組んだ分につきましては年度当初に発注して年度内完成、年度内に取り替えできるように努めているところでございます。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第9号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第9号について、認定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第9号は、認定すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11:19 —